

財団法人 奈良キリスト教青年会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 この法人は、財団法人 奈良キリスト教青年会（略称を「財団法人 奈良 Y M C A」）という。

(事務所)

第 2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市西大寺国見町 2 丁目 1 4 - 1 に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3条 この法人は、キリスト教精神に基づき、奈良県内における青少年等の心身の健全な成長をはかるとともに奉仕の精神を養い、もって民主的社会の発展と世界の平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボランティア、地域奉仕、国際奉仕等の小集団活動の実施
- (2) 体育、レクリエ-ション、キャンプ、野外活動等の実施
- (3) 語学、進学、職能教育の実施
- (4) 文化・教養、音楽教育の実施
- (5) 講座、講習会、研修会等の開催
- (6) 国際交流、国際協力、国際理解等の活動の実施
- (7) 社会奉仕活動、社会福祉活動の実施
- (8) 幼児教育の実施
- (9) 施設の提供
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び補助金
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、奈良県教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、奈良県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、奈良県教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ奈良県教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、常議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内(うち理事長, 常務理事各1名とし、副理事長を置くことができる。)

(2) 監事 2名

(3) 顧問 若干名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、常議員会で選任し、理事長、副理事長は理事の互選によりこれを定める。ただし、総主事の職位にある者は、その在任中、常務理事とする。

2 理事は、監事を兼ねることはできない。

(理事および顧問の職務)

第17条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理し、年間事業計画及び収支予算執行に関する経常事業運営の任にあたる。

4 理事は理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

5 顧問は、法人の運営及び業務処理について助言を行う。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、常議員会又は奈良県教育委員会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は常議員会を招集すること。
- (役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び常議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常務理事は、この限りではない。

(常議員)

第22条 この法人には、常議員15名以上21名以内を置く。

2 常議員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任命する。ただし、総主事、副総主事の職位にあるものは、その在職中常議員となる。常議員の資格については、別に定める。

3 理事を兼務する常議員の数は、常議員現在数の半数未満とする。

4 常議員の任期は3年とし、毎年その3分の1を改任する。ただし、再任を妨げない。

5 常議員会に議長を置き、議長は常議員の中から常議員会において選任する。

6 常議員について本条に定めのない事項については、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは、「常議員」と読み替えるものとする。

(常議員の職務)

第23条 常議員は、常議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、総主事、主事、及びその他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回以上理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常議員会)

第27条 常議員会は、この寄附行為に定めてあるもののほか、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 基本財産についての事項

(4) 長期借入金についての事項

(5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

(6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条(第25条第2項を除く。)の規定は、常議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「常議員会」及び「常議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事現在数及び常議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、奈良県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事現在数及び常議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、奈良県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残金財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残金財産は、理事現在数及び常議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、奈良県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第32条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、常議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び常議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から4号までの書類及び第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号から第9号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(施行細則)

第33条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

この寄附行為は、奈良県教育委員会の認可のあった日から施行する。

この法人の設立当初の理事、および監事は次のとおりである。

理 事（理事長）	緒方 準一
同（副理事長）	吉村 長夫
同（常務理事）	喜多 義雄
同	佐藤 正雄
同	棚橋 一夫
同	穴戸 良美
同	糸原 誠
同	高屋 邦一
監 事	田中 正明
同	松尾 克巳

改正年月日

昭和42年 7月24日（財団法人設立認可）

〃 43年 6月 7日（理事定足数変更）

〃 45年 6月26日（事務所移転）

〃 45年10月15日（番地変更）

〃 49年 6月 7日（役員任期改正）

平成 5年 7月16日（理事定足数変更）

〃 6年 1月 4日（全面改正）